

# 岡山県営住宅退去者滞納家賃等収納業務委託仕様書

## 1 委託業務名

岡山県営住宅退去者滞納家賃等収納業務

## 2 業務の目的

岡山県が有する県営住宅の家賃、駐車場使用料に係る債権のうち、県営住宅を退去した者が滞納しているもの（以下「滞納家賃等」という。）について、その収納業務を債権回収の専門的なノウハウや実績を有する弁護士（弁護士法人）へ委託することにより、県営住宅の入居者負担の公平性を確保するとともに、効果的かつ効率的に滞納家賃等を回収・整理し、収納率の向上を図ることを目的とする。

## 3 業務内容

本業務の内容は岡山県営住宅に入居していた者で、滞納家賃等を有したまま県営住宅を退去した者（以下「滞納者」という。）に対する滞納住宅使用料等の収納の事務である。収納の内容は、次のとおりであり、原則として本業務の全部あるいは一部を再委託することはできない。

- (1) 債務者への納付催告、納付交渉
- (2) 債務者への納付指導、納付相談
- (3) 債務者の返済能力に応じた分納誓約書の徴取及び分割納付の履行管理
- (4) 滞納家賃等の通知

債務者に対して発出する振込書や通知等には、地方自治法施行令第154条第3項の規定による事項（所属年度、債権名、収納すべき金額、納入義務者、納入場所及び納入の請求事由）を記載すること。また、本県知事から収納業務を受託し、その権限があることを明示すること。

### (5) 滞納家賃等の収納

受託者は滞納者から滞納住宅使用料等を領収すること。方法については、受託者が効率のよいものを提案すること。なお、現金を領収する場合は、現金受払簿にその受払を記録し、納入者に領収書を交付すること。

### (6) 回収した滞納家賃等現金の安全かつ確実な保管

### (7) 滞納家賃等現金の県への払込み

受託者は当月に収納した滞納住宅使用料等を、翌月に県が指定する納付書により指定金融機関等に払い込むこと。

### (8) 債権者の居所が不明の場合、住民票等の取得による現住地調査の実施

### (9) 債務者が死亡している場合、戸籍の取得による相続人調査の実施

### (10) 債務者からの苦情等への対応

### (11) 納付交渉履歴、回収履歴、調査事項等の記録と県への報告

### (12) その他収納事務に付随した事務

調査の結果、債権の回収が不能と認められる場合は、回収不能報告書（様式任意。回収不能理由を記載したもの）を提出すること。

## 4 業務実施上の留意事項

- (1) 受託者は常に県と連携を図りながら、信義を守り誠実に本業務を遂行すること。
- (2) 個人情報保護に関する法律又は岡山県個人情報保護条例を順守し、個人情報の適正な取扱いについて十分に注意を払うこと。委託期間が終了し、又は解除された後も同様とする。
- (3) 本業務の履行に伴い作成した書類は、委託期間終了後5年間保存すること。
- (4) 訴訟等法的手続を要する場合及び内容証明郵便発送等特殊な手続きを行う場合については、別契約とし、対象業務としないものとする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項は、企画提案書の内容を踏まえ、県と受託者が協議のうえ定めるものとする。

## 5 県から提供する情報

受託者が本業務を遂行するにあたって、県が提供する債務者の個人情報の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 債務者の基本情報  
氏名（漢字・カナ）、性別、生年月日、住所（請求書送付先）、電話番号、勤務先及び住所・電話（判明している場合）、団地名、退去日、滞納家賃等の額
- (2) (連帯)保証人の基本情報  
氏名（漢字・カナ）、住所、電話番号（判明している場合）、債務者との関係
- (3) その他本業務を行ううえで必要となる情報  
入居申込書、退去届、交渉履歴など

## 6 契約期間

契約の期間は、令和8年契約締結日から令和9年3月31日まで

## 7 委託費（成功報酬）

### (1) 委託費の算出

委託費は、各月末までに回収した滞納家賃等の額に成功報酬率を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。委託費算出の結果、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

なお、滞納家賃等について、債務者が県に支払った場合は、受託者が回収したものとみなす。

ただし、契約終了後に債務者が債務又は残債を県に支払った場合は、この支払いが受託者の行為によると認められるとしても、委託費の支払いはしない。

### (2) 委託費の支払方法

県は、毎月、(1)で算出した委託費を適法な請求書を受領した日から15日以内に支払う。

## 8 個人情報保護

受託者は県から提供された債務者の個人情報及び業務上知りえた個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及び「岡山県個人情報保護条例」に基づき適切な管理を行い、その取扱いに特に慎重を期し、物理的・人的原因による漏洩が生じないように措置すること。